

平成31年(2019年)2月22日

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

大阪狭山市議会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に

関する事業等調査特別委員会

副委員長 西野滋胤

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等
調査特別委員会の報告書について（提出）

平成28年1月に本委員会が設置されて以来、21回にわたって調査・検討を行ってきました。今期任期中における調査を一定終了することから、大阪狭山市議会会議規則第109条の規定により、別紙のとおり報告書を作成したので提出します。

なお、大阪狭山市グリーン水素シティ構想(案)(以下「構想案」という。)、メルシー for SAYAMA株式会社(以下「メルシー社」という。)の設立に端を発した一連の事業に係る調査においては、その実態を解明し事態を解決するには程遠い状況にあります。

監査委員の監査結果における指摘事項に対する措置、住民監査請求の監査結果における勧告事項に対する措置、一般会計決算不認定における指摘事項に対する措置などをはじめ、解決されていない課題が山積しており、これらの措置に適正な対応が行われるよう議会の監視は機能し続けなければならないと考えます。

つきましては、来る大阪狭山市議会議員一般選挙後の新たな体制への申し送りについて特段のご配慮をお願いします。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等 調査特別委員会報告書

1. はじめに

本委員会の活動の経過

構想案に関連する事業に対しては、平成27年に全員協議会を随時開催し、事業の進捗に合わせて市当局から報告を受けるなどの対応を行ってきました。しかしながら、関連するさまざまな事業が展開されていく過程において、議会で審議すべき案件が少ないことや本市の将来を左右する重要な事業に議会としてどのように対応していくべきかを検討し、これら事業を総じて本市が推進する魅力発信及び発展に関する事業として捉え、議員全員で構成する「大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会」を設置して対応するに至りました。

委員会では、本市の魅力発信及び発展に関する事業について、市当局に資料の提出を求め、意見も十分聴取しながら調査・研究するとともに、事業の進捗状況をチェックすることや、本市が全額出資して設立した法人に対して議会がどの程度、関与できるのか等についても調査・研究し、一定の方向性を示すことを目的としました。

2. 調査の状況

○ 平成28年1月18日、1月20日、2月9日、2月19日、3月16日

①グリーン水素シティ事業の全体像、経緯、今後の見通しについて、②大阪狭山市とメルシー社の関係、実施事業の内容について、③大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業、プロジェクトチームの位置づけ、設置根拠及び現在までの活動状況について、④関係者間で交わされた機密保持契約の内容について、⑤メルシー社について、⑥グリーン水素シティ事業推進研究会について、⑦太陽光発電事業について、⑧内外において行われた情報発信の状況について、その他さまざまな関係資料の提出を求め、これらの資料の説明を受けるとともに、質疑を行いました。

○ 平成28年4月11日

市当局から提出された第2回グリーン水素シティ事業推進研究会の会議録、河

南記者クラブでの記者会見の発表内容、前回委員会以降の経過、太陽光発電事業の地元説明会の内容に関する資料の内容説明を受けるとともに、全般的な審議を行いました。

○ 平成28年6月16日

市当局から提出されたグリーン水素シティ事業に係る経過、太陽光発電事業の地元説明会等に関する資料、グリーン水素シティ事業プロジェクトチーム設置規定の内容説明及び太陽光発電事業に係る地元説明会の状況や住民の意向、水素発電事業を含めたスケジュールなどについて審議しました。

○ 平成28年7月20日

市当局から提出された前回委員会以降の経過、ため池太陽光発電に関するQ&A、地元との意見交換会における住民の特徴的な意見とそれに対する市の回答の概要、ため池太陽光発電に係る市長宛ての請願、要望、陳情等及び署名者のうち、狭山レークハイツ住民の割合に関する資料についての内容説明を受けるとともに、全般的な審議を行いました。

○ 平成28年9月15日

市当局から提出された前回委員会以降の経過、ため池太陽光発電に係る変更契約書、新池以外のため池太陽光発電に係る地元説明会に関する参考資料、新池ため池太陽光発電に係る経過、大阪狭山市ブランド創生事業2016、オアシス・クリーンアップ・キャンペーン&ため池フォーラム、ハノーバー・メッセに関する参考資料、第2回プロジェクト研究会会議録についての内容説明及びため池太陽光発電変更契約の内容をはじめ、全般的な審議を行いました。

○ 平成28年12月2日、12月14日

市当局から提出されたグリーン水素シティ事業に係る経過、太陽光発電事業の地元説明会の内容に関する資料、変更前と変更後の大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業内訳書についての内容説明のうち、ため池太陽光発電の変更契約に係る減額の内容や関係機関における関係や資金の流れ、大鳥池太陽光発電に係る住民対応等の経緯などについて審議しました。

○ 平成29年2月27日

新池太陽光発電の中止に伴う変更契約書の資料提出を求め、その内容について審議したほか、本市が実施した構想案に係るパブリックコメントの取扱いやメル

シー社の事業計画書及び予算書の内容等についても審議しました。また、本委員会から市当局に対して行う資料要求に対して提出できない場合の理由を明確にすることを含め、本事業に係る市議会への報告や情報提供を密に行うことなどを市当局に求めました。

○ 平成29年3月27日

市当局に対して、これまでの本委員会の審査における資料請求に対する対応や、委員の質疑に対する一貫性のない答弁など、委員会審議に対する不誠実と言わざるを得ない対応によって適正な調査及び審議ができていないことなど指摘し、今後、本委員会の対応について善処するよう要請しました。

○ 平成29年4月28日

太陽光発電事業に係る全ての契約書、協定書などの提出を求め、その内容について審議したほか、グリーン水素シティ事業研究会に参加している企業との関連性、それに対する資金の流れについて審議しました。

○ 平成29年6月21日

これまでの経過や、市当局から提出された資料の内容等について説明を受け、太陽光発電に係る関西電力株式会社と本市との電力購入契約における本市の事務手続が適正に執行されていたかという点や、グリーン水素シティ事業に係る管外出張の内容を明らかにする点などについて、集中して審議しました。

特に、管外出張の内容を明らかにする点については、市議会からの資料要求だけではなく、市当局においても政策推進部、総務部など人事・財務部局で構成した調査チームを設置し、当該管外出張が適正に行われていたかどうかを調査した上で、議会へ報告するよう要求しました。

○ 平成29年6月26日、9月15日

本委員会におけるグリーン水素シティ事業にかかる質疑において、不十分な資料、市当局の齟齬のある答弁等により、事実・実態の究明に至らないことから、本委員会として、より強力な調査権限、より専門的な知識を行使しなければならないと判断し、メルシー社の経営及び財務、またグリーン水素シティ事業に係る旅費の支給やサービスについて、速やかに市長から監査委員に対して監査請求を行うよう要請しました。

※平成29年10月2日付けで、市長から監査委員に当該監査が請求され、平成30年2月26日付けで、監査結果報告書が公表されました。

○ 平成30年3月16日

市長請求による監査結果報告に基づく市としての見解及び今後の対応等について質疑を行いました。監査が実施されている期間中である平成29年11月27日付けで交わされたため池等太陽光発電モデル事業に係る重要な覚書が監査に提出されていなかったことから、なぜ提出しなかったか、また、この覚書が適正であったかどうかについて報告するよう求めました。

また、市長請求による監査結果報告に対する市当局の対応等については、新たな覚書による監査への影響、グリーン水素シティ事業推進室などの組織機構やメルシー社のあり方、メルシー社に対する損失等について質疑され、監査結果報告及び委員会での指摘事項や提案に対して、本市の取り組む姿勢を明確に示すことが必要であると確認しました。

○ 平成30年6月21日

市長請求による監査結果における指摘事項や平成30年5月31日付けで公表された住民監査請求結果における勧告事項、また、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会（以下「正常化委員会」という。）が作成した是正案に対する質疑に対して、市長、副市長の答弁は、課題解決には程遠い内容となっていたため、地方自治法の規定に鑑み、監査結果における指摘事項や平成28年度一般会計決算不認定を踏まえた措置を直ちに講じるよう強く要望するとともに、委員会審議を混乱させないよう真摯に取り組むことを要望しました。

○ 平成30年12月18日

正常化委員会での検討状況の報告を受けるとともに、メルシー社の経営及び財務、市長請求による監査結果における多くの指摘事項、決算不認定を踏まえた措置、措置期限が平成30年12月末日とされている住民監査請求結果における勧告事項、メルシー社の第4期の事業計画及び予算について質疑を行いました。

特に質疑では、措置期限が平成30年12月末日とされている住民監査請求結果における勧告事項について、約半年間の猶予が与えられていたにもかかわらず、措置を講ずるに至っていない事態が明らかになりました。

○ 平成31年2月15日

市長監査における指摘事項に対する措置、住民監査請求における勧告事項に対する措置、また、一般会計決算不認定における指摘事項に対する措置など、こうした一連の監査結果による勧告及び指摘事項に対する措置の状況と、今後の見通しなどについて報告を受けた上で、質疑を行いました。

また、今期任期中における調査は一定終了となることから、本委員会がこれまで取り組んできたことを報告書として取りまとめることについて審議しました。

3. まとめ

平成27年11月、構想案、メルシー社の設立に端を発した一連の事業を取り上げた全員協議会の開催から丸3年が経過しました。

突如として始まった事業や計画の数々に対し、本市と事業との関係、メルシー社からグリーン水素シティ事業推進研究会の参加企業をはじめ事業スキームに集う関連企業の実態など、それらを明らかにするための資料請求をすればするほどに疑惑を生み出し、疑念を抱かざるを得ない状況に、委員会の設置当初はこれらの全体像を把握するだけで腐心しました。また、生じた疑惑や疑念に対するメルシー社の社長である市長や市当局の説明や答弁は二転三転し、虚偽と受け止められる発言や齟齬がある発言、それに伴う訂正と謝罪が繰り返されたほか、委員会へ当然報告すべきものが委員から指摘されなければ報告されないなど再三にわたり委員会の審議が空転し、その都度、真摯に取り組まれるよう要望してきました。

一連の事業の中核を担っていた職員の人事異動により、事業の実態解明が困難となる中、事態解決の打開策として、庁内に調査チームを設置することや監査請求を行うことも市長に強く求めてきました。

一方で、「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」をはじめ、事務手続の不備を本委員会では厳しく指摘してきました。平成30年4月には、事業を進めていくことは困難であるとして、構想案を取り下げることが市長が表明しました。

しかし、住民監査請求の監査結果における勧告事項や一般会計決算の不認定に対する措置、市長請求による監査結果における指摘事項、正常化委員会による是正案の実施に対し、真摯に課題解決に取り組んでいかなければなりません。

市議会に対して、ため池等太陽光発電モデル事業に関係した請願や陳情等が提出

されており、今なお審査を継続しているものもあります。一日も早い課題の解決が求められており、それに向けた議会の役割は非常に大きなものがあります。

一連の事業に関して解決されていない課題が山積する中、住民監査請求における勧告事項に対する必要な措置が取られないため住民訴訟にまで発展しました。これらの課題に適正な対応が行われるよう、また、本市議会の責任として全貌を明らかにしていくため、今後も議会の監視を継続していくことを全会一致で確認し、本委員会の今期任期中における経過と果たすべき役割における一定の成果について、ここに報告いたします。

平成31年（2019年）2月22日

大阪狭山市議会 大阪狭山市の魅力発信
及び発展に関する事業等調査特別委員会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員名簿

平成31年(2019年)2月22日現在

区 分	氏 名	所 属 会 派
副委員長	西 野 滋 胤	大 阪 維 新 の 会
委 員	井 上 健 太 郎	リベラルさやま
委 員	上 谷 元 忠	大 阪 狭 山 維 新 の 会
委 員	小 原 一 浩	大 阪 狭 山 維 新 の 会
委 員	片 岡 由 利 子	公 明 党
委 員	北 好 雄	公 明 党
委 員	北 村 栄 司	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	薦 田 育 子	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	須 田 旭	政 風 ク ラ ブ
委 員	徳 村 賢	公 明 党
委 員	鳥 山 健	み ら い 創 新
委 員	松 井 康 祐	政 風 ク ラ ブ
委 員	松 尾 巧	日 本 共 産 党 議 員 団
委 員	山 本 尚 生	政 風 ク ラ ブ